

熊本県公報

第 1 1 7 1 1 号
平成 20 年 6 月 25 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定廃止……………（障害者支援総室） 1

公 告

- 開発行為工事完了公告……………（建築課） 1
- 肥料登録有効期間更新……………（農業技術課） 1
- 換地処分……………（農村整備課） 2
- 開発行為工事完了公告……………（建築課） 2

登 載 依 頼

- 熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令……………（教育庁福利厚生課） 2
- 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催……………（高齢者支援総室） 3

告 示

熊本県告示第 597 号
 障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 63 条の規定により次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から廃止の届出があった。
 平成 20 年 6 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	廃止年月日
市立病院前薬局 山鹿市山鹿 494-7	株式会社 ミユキメディカル 熊本市古城町 2 番 16 号	平成 20 年 5 月 31 日

公 告

熊本県公告第 469 号
 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
 平成 20 年 6 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字惣領字越川付 860 番地 9
999.87 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社デイリーヤマザキ

熊本県公告第 470 号
 肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。
 平成 20 年 6 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
------	-------	-------	-----------	--------	-----------------	------

熊本県肥 第 1298 号	炭酸カル シウム肥 料	18.0 粒状 炭酸苦土 石灰	アルカリ分： 55.0 可溶性苦土： 18.0	その他の制限事 項は、公定規格 のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町 四丁目 78 番地	平成 26 年 6 月 24 日
熊本県肥 第 1189 号	炭酸カル シウム肥 料	粒状炭酸 苦土石灰	アルカリ分： 55.0 可溶性苦土： 10.0	その他の制限事 項は、公定規格 のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町 四丁目 78 番地	平成 26 年 7 月 2 日
熊本県肥 第 1259 号	混合石灰 肥料	果樹園芸 用混合石 灰肥料	アルカリ分： 50.0 可溶性苦土： 9.0	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町 四丁目 78 番地	平成 26 年 7 月 7 日

熊本県公告第 471 号

県営花房北部地区（第 3 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 20 年 6 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 472 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了した
ので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字小池ノ上 2365 番 2
499.39 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼 2335 番地 7
安武 由香里

登載依頼**熊本県教育委員会訓令第 9 号**

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 6 月 25 日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令
熊本県教職員住宅管理規程（昭和 40 年熊本県教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次の
ように改正する。

別表（第 4 条、第 6 条関係）「単独住宅」の部「熊本県立人吉高等学校五木分校職員住
宅」の款を削る。

同表同部「熊本県立倉岳高等学校職員住宅」の款「天草市倉岳町棚底字塔尾 2832-2」の
項を削る。

同表同部「熊本県立天草青年の家職員住宅」の款「上天草市松島町合津字今村 1101-4」
の項を削る。

別記様式第 1 号、別記様式第 2 号、別記様式第 3 号、別記様式第 4 号、別記様式第 5 号
及び別記様式第 6 号中「平成」を削る。

別記様式第 1 号、別記様式第 3 号、別記様式第 4 号、別記様式第 5 号及び別記様式第 6
号中「殿」を「様」に改める。

別記様式第 2 号中「職員」を「教職員」に改める。

別記様式第 5 号中「通り」を「とおり」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

熊本県社会福祉審議会公告第1号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成20年6月25日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会長 良 永 彌太郎

- 1 開催日時
平成20年7月2日（水） 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園 28番51号
熊本テルサ 3階 「大樹」
- 3 議題（予定）
 - （1）療養病床の転換状況について
 - （2）「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（案）について
 - （3）第3期熊本県高齢者かがやきプランの平成19年度実施状況について
 - （4）第4期熊本県高齢者かがやきプランについて
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - （1）会議の傍聴の受付は、午後2時30分から午後3時まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - （2）傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部高齢者支援総室総務・企画班）（電話：096-333-2215）

